

愛宕山地域開発事業の中止に伴う 岩国都市計画の変更案(素案)に関する公述の要旨と県の考え方

平成20年5月27日開催の「岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画道路の変更の案並びに岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更の案に関する公聴会」における公述の要旨とそれに対する県の考え方は、次のとおりです。

(注意) いただいた公述内容は、以下の六つの分類に沿って、「公述要旨」、これに対する「県の考え方」及びこの度の「都市計画変更案への対応」について整理しています。

- 1 都市計画変更案に関する事項
 - (1) 愛宕山地域開発事業に関する事項
 - (2) 都市計画道路牛野谷尾津線に関する事項
 - (3) 新住事業に係る関係法の解釈に関する事項
- 2 跡地の転用に関する事項
- 3 愛宕山新住事業の当初事業計画に関する事項
 - (1) 当初事業計画に関する事項
 - (2) 事業の収支に関する事項
 - (3) 事業中止に至る責任問題に関する事項
- 4 都市計画の手續に関する事項
- 5 米軍岩国基地再編に関する事項
- 6 その他の事項

公 述 要 旨	県 の 考 え 方	都市計画変更案への対応
1 都市計画変更案に関する事項		
<p>(1) 愛宕山地域開発事業に関する事項 都市計画の廃止は経済的なものでやむを得ない。</p> <p>新住宅市街地開発事業の廃止は行うべきではない。</p> <p>良好な住宅を供給することは岩国市民との約束である。事業の中止と用途変更は地元住民への裏切り行為であり、絶対に認められない。</p> <p>赤字というだけでの事業中止は、行政の責任としても問題がある。どうにかする努力をしたのか疑問である。</p> <p>国の支援などを検討したのか。知恵を絞れば開発を中止しなくても、見直し計画を策定することは可能である。短絡的に廃止を市民に押し付けることは納得できない。</p> <p>今回の決定は国民の権利を侵害するものである。県市は都市計画の知識の普及及び情報提供に努め、住民の意見を聴きながら見直し計画をつくる立場に立ち返るべき。</p> <p>見通しが甘かったという一言で事業中止しようとする県の無責任な姿勢・やり方は、容認できない。市民を無視し、沖合移設により基地が拡大するという結果となろうとしていることを防がなくてはならない。</p>	<p>愛宕山地域開発事業については、岩国基地沖合移設事業へ埋立用土砂を提供するという目的は昨年度末に達成しましたが、跡地を住宅団地として開発することに関しては、一昨年11月の県、岩国市及び県住宅供給公社による検討・協議の結果、事業着手後の大きな社会経済情勢の変化の影響により、これ以上事業を継続すると多額の収支不足が見込まれることから、県は、県議会の意見も踏まえ、「中止、転用、県民に負担をかけない解決方法」の三点を基本に、市と協議を重ねた結果、これ以上の赤字増大を防ぐため、やむを得ず事業を中止することで合意しました。</p> <p>ここに至るまでには、平成10年の事業着工後も住宅需要調査を実施し、これを踏まえて施工区域を二つに分けて、1期施工区域(東地区)から整備する方針を打ち出すなどの様々な対応をしてきましたが、その後地価の下落はさらに加速し、回復の見込もなくなったことから、基地沖合移設への土砂搬出が終わり、住宅団地造成工事の着手が計画されていた平成19年度を機に、事業中止の判断をしたところです。</p> <p>県・市・県住宅供給公社としては、「事業の赤字解消」を最優先にして、基地沖合移設という</p>	<p>左記に示した県の考え方から、都市計画変更案の修正は行いません。</p>

跡地利用計画の明確でない都市計画の変更は、受け入れられない。手続を急ぐのは、再編を急ぐ国と跡地を処分したい県市の強い意向が働いている。

都市計画愛宕山新住事業は、当面の凍結又は縮小を含む規模の見直しを行い事業を完遂すべき。

愛宕山新住事業継続の可能性を追求して市民の議論を巻き起こすべき。

沖合移設関連事業であること、岩国市が国防に協力してきた経緯から、国に事業を引き継いでもらうことが最善の策である。国は何ができるかを問うてほしい。

中間的な案を検討した形跡がなく、住宅販売努力も見られない。事業の廃止により学校や福祉施設など公共施設の計画も中止となった。

愛宕山開発には広島からの人口流入も考慮されるべき。

福祉施設や学校の建設は、有利な変化となるし、騒音地区からの移転の話もあり、住宅需要はあると思われる。医療センターの建設を前提に需要予測を行い、事業の継続について市民的論議を起こすべき。

新住事業は非営利目的で、他地域ではどこも赤字だが今は飛躍的に発展しており、地域の発展のためには事業を継続してほしい。

国家プロジェクトに協力してきた経緯を踏まえ、県・市一体となって国に用地の約4分の3の買取を要請するとともに、岩国医療センターの移転を含む「市が提案するまちづくり」や「周辺環境対策」に十分配慮する方針のもとに、この問題の解決を目指しており、そのためには、新住宅市街地開発事業の中止を行う必要があります。

この度の都市計画の変更は、以上の検討結果を基に、近年の住宅需要の低迷や予想を上回る地価の下落等の社会経済情勢の変化や将来見通し等を総合的に勘案した結果、岩国市街地における住宅需要がこの先著しく多くなるとは見込まれず、愛宕山地域での相当規模の住宅地を供給する新住宅市街地開発事業の施行の必要がなくなったと判断し、本事業の都市計画とこれに関連する都市計画を廃止するものです。これまで、住民の方々を対象とした説明会・公聴会の開催など都市計画法に定められた手続きを進めてきましたが、引き続き、法に沿って公正な手続きを進めていくこととしています。

なお、岩国医療センターの愛宕山移転や広島県からの人口流入による住宅需要の予測に関しては、平成14年に県住宅供給公社が実施した住宅需要調査によると、病院等の移転をもって、住宅需要を根底から変えるような要因になるとは言い難く、また、現状では広島を含む広域的な人口流入に多くを期待できない状況にあることから、新住宅市街地開発事業の要件である概

沖合移設事業への土砂供給のためだけに愛宕山の開発事業が行われたようである。専門家の知恵と工夫を駆使して、何とか住宅地開発事業を継続してほしい。

愛宕神社を元に戻してから廃止手続を進めてほしいというのが私たちの気持ちであるが、それができなくなった今は、最後まで計画どおり進めてほしい。

事業は、採算面から性急に中止の結論を出さず、高齢者に優しいまちづくりの観点から、自然環境を活かしたまちづくりを進めるべき。

県は、住民の反対、疑問の声を県政に生かしていない。阿知須干拓地や山口宇部道路など県内で行われている別の案件と同様に、公平・公正に扱ってほしい。

ね6千人という住宅需要は見込める状況ではないと考えられます。

また、愛宕神社の移転については、事業実施に当たり、地元住民の方々と協議の上、合意を得て事業地内に用地を確保したものであり、今となってはこれの原状回復はできませんが、これまで述べた経緯等からやむを得ず事業を中止するものです。

(2) 都市計画道路牛野谷尾津線に関する事項
都市計画道路牛野谷尾津線も計画どおり完遂すべき。

都市計画道路牛野谷尾津線には、愛宕山開発地の東西のバイパス機能及び医療センター建設地へのアクセス機能が期待されており、計画どおり進めるべき。

県道牛野谷尾津線の廃止は、跡地の4分の3の開発地を一括利用しようとする国へ売却するためと、作為的に見えてくる。これでは、愛宕山の西側全部が米軍家族住宅になることは明白で、土地の真ん中を県道が通ることを米軍が好まないことへの県の配慮であり、このような廃止提案は即刻撤回すべき。

都市計画道路牛野谷尾津線は、新住宅市街地開発事業の実施により、この事業の都市計画決定に併せて都市施設として都市計画決定したものであり、この度の新住宅市街地開発事業の廃止に伴い、本都市計画道路も併せて廃止するものです。

なお、跡地利用計画が決まり、岩国医療センターへのアクセス道路などで、都市計画への位置付けが必要となる場合は、具体的な計画が決まった段階で、必要な都市計画の手続を行うこととしています。

左記に示した県の考え方から、都市計画変更案の修正は行いません。

(3) 新住事業に係る関係法の解釈に関する事項

新住宅市街地開発法には、事業の中止を認める明文の規定はなく、継続して事業をやり遂げるための事業主の交代の規定のみであり、事業の中止は違法、無効である。

都市計画法には廃止の明文規定はなく、都市計画事業は廃止できないと解釈されている。簡単に都市計画事業が廃止されるならば大きな混乱が引き起こされる。行政の都合による安易な事業廃止は行われるべきではない。

都市計画の変更の中には、廃止も含まれると聞いたが違うと思う。都市計画の変更についての規定がある以上、その規定に基づいて見直しをじっくりやるのが大切で、一方的な廃止は違法不当な行為である。

この市街地開発事業の中止及び都市計画の変更そのものが違法、無効であり、手続には重大な瑕疵があるので、都市計画の変更手続は即刻中止してほしい。

新住宅市街地開発事業は、新住宅市街地開発法で、都市計画事業として施行されると規定されています。

事業の中止については、この事業を認可している国土交通省から、「都市計画事業は、社会経済情勢の変化等により、その事業の必要性が失われた場合には、都市計画事業に関する都市計画の変更と合わせ、事業認可の取消しを行い、事業の中止を行うことが可能である。」との見解が示されています。

また、都市計画の廃止についても、同じく都市計画法を所管する国土交通省から、「都市計画法第21条第1項の都市計画の「変更」には「廃止」も含まれる。」との見解が示されています。

このため、この度の手続は、適法に行われています。

左記に示した県の考え方から、都市計画変更案の修正は行いません。

2 跡地の転用に関する事項

愛宕山地域開発事業を途中で中止し、米軍家族住宅に転用される疑念から、今回の都市計画廃止案に反対する。

跡地利用を国に一任すれば、米軍家族住宅になることは容易に想定できる。国との買取交渉では、絶対に米軍家族住宅に転用しないことを条件に交渉すべき。

事業を未完成で中止し、赤字解消のために防衛省に転売するなど、到底容認できないし、米軍家族住宅となることは絶対に認められない。

基地外に米軍住宅ができると、環境の悪化は必至で、風紀上も認められない。愛宕山の米軍家族住宅建設は、絶対に容認できない。長い将来を考えて、岩国市全体の治安やまちの雰囲気と直結するこの問題は切実である。

岩国市は、住民参加の下で、早急に都市計画に関する基本方針を作り、愛宕山への米軍家族住宅建設や基地外への施設の設置が絶対ないようにしてほしい。

愛宕山は市の中心にあり、米軍家族住宅となれば不安が募り岩国の発展はない。

米軍家族住宅の候補地を「サテライトエリア」とする星条旗新聞の記載内容の真偽について確認したのか。

国へ売却予定の跡地は、なぜ売却先が防衛省なのか、国が買わないときの県の立場等を含む利用計画の詳細が不明のままでの中止は無謀で認められない。

愛宕山地域開発事業については、一昨年11月の県、岩国市及び県住宅供給公社による検討・協議における収支の試算を基に、県議会の意見も踏まえて市と協議を重ねた結果、これ以上の赤字増大を防ぐために事業を中止し、国家プロジェクトに協力してきた経緯を踏まえて、用地の約4分の3を国に売却することに合意をしたところであり、あくまでも事業の赤字解消を図るため、岩国基地沖合移設事業を所管する防衛省を窓口として、国に用地の買取を求めているところです。

今後、国から買取の意向、さらには買取後の転用策が示されることになれば、国において、地元の理解を得るよう最大限の努力を強く求めていくこととしています。

また、事業廃止後の、用地の約4分の1(約1.5ha)は、岩国市が周辺環境に配慮して、岩国医療センター等を含むまちづくりを計画中であり、県はこれに協力することとしています。

このため、新住宅市街地開発事業の中止手続を進めているところですが、今後、跡地全体の具体的な利用計画が決定された場合に、必要な都市計画の手続を行うこととしています。

なお、「星条旗新聞」の記事については、防衛省中国四国防衛局に事実確認を行い、「米軍家族住宅の整備については、米軍との間で、具体的な整備予定地が合意されているわけではない」との回答を得ています。

いずれにしても県としては、この問題の解決

都市計画変更案に直接関係する御意見ではないことから、都市計画変更案の修正は行いません。

跡地全体の具体的な利用計画と収支見込みなどを明らかにして、都市計画の変更がなされるべきで、関連計画も連動して変更されるべきではないか。事業の中止のみを先行させるのは、順序が逆で法律上も問題がある。

岩国市のまちづくりの土地利用案には、基本的に賛成したいと思うが、残りの国に買取りを要望している跡地利用についてはなぜ条件を提示しなかったか残念である。

国家プロジェクトに協力してきたという市民の思いを受け止めてもらい、地元住民のための計画として跡地の全体像を示すとともに、理解が得られるよう最大限に努力し、最後まで市民のためのまちづくりを行ってほしい。

当初の事業目的である居住環境や福祉としての世代を超えた交流のできるまちづくりができるように、市民農園等の生活密着型のまちづくりを検討し、全体の利用計画を策定後に、再度説明会を開催してほしい。

県は当初の開発理由である県東部地域の振興発展の趣旨を生かして、跡地利用計画を策定する責任がある。岩国のまちづくりは、愛宕山の跡地利用にかかっている。

未来を見据えたまちづくりとして、低家賃の公営住宅、総合運動公園などはできないか。国への売却がやむを得ないとしても公共性の高い利用とすべき。

岩国市民は、財政、艦載機移転、政治の混乱による市民同士の感情のいさかい等もあり、絶望感で疲れている。安心して暮らせる日を取り戻し、岩国の子どもたちの将来に禍根を残すような判断をしないことを求める。

のためには、地元岩国市の意向を十分尊重しながら、対応を検討していくこととしています。

3 愛宕山新住事業の当初事業計画に関する事項

(1) 当初事業計画に関する事項

今回の基地再編の前から、基地拡大及び愛宕山米軍家族住宅の構想があったのではないかと。米軍家族住宅をカモフラージュするため、赤字が想定された事業を利用し、地権者等の協力を得ようとしたのではないかと。

新住事業は、沖合移設の埋立土砂の確保を目的とした事業ではなかったのか。埋立てに必要な土砂の量に合わせた需要予測のため、外部監査により、需要予測を大幅修正せざるを得なくなったのではないかと。

元々、住宅の需要はなく、当初から事業の赤字は、織り込み済みで、国が買い取り、米軍家族住宅へ転用することも当時から分かっていたのではないかと。

当初の都市計画決定において、人口の将来予測、住宅供給の状況及び住宅地価の見込み違いを犯し、住宅需要の見通しの甘さがあったことは反省すべき。失敗の許されないプロジェクトを慎重にできなかったのか。

米軍機の爆音、鎮守の森の崩壊、環境の悪化、発破の振動被害などに耐えてきたのは、「21世紀型多機能都市」の誕生という、この開発に将来を託したからだ。

愛宕山開発は運動公園としての開発が中心だったが、新住事業の実施により、市民に突然降ってわいた問題となった。当初計画は都市計画の変更が多岐にわたる複雑な問題で、多くの人々が不満を持ち不安に陥った。

住宅団地開発に係る当初の宅地需要の予測については、岩国市の総合計画における人口推計や当時の人口動向及び新設住宅着工戸数の動向に基づいて行われたものです。事業の住宅計画戸数と需要予測がほぼ見合っていることから、当時としては適切なものであったと理解しています。

しかし、その後の大幅な地価の下落や住宅需要の低迷等社会経済情勢の変化には、当初の予測を大きく上回るものがあり、沖合移設への土砂搬出と土砂収入の確保についてはほぼ目的を達したものの、住宅団地の開発に関しては、多額の収支不足が生じる可能性が明らかになり、結果的には見通しが甘かったと認識しています。

なお、愛宕山の開発は、平成2年3月に策定された岩国市の総合計画に、土地利用の基本方針として、愛宕山地区について「優良な宅地の開発などにより、良好な住環境を確保する」と示されたことを契機に、その後の検討を経て地元岩国市の強い要望を受け、県と市の共同事業とし、県住宅供給公社が事業主体になって着手されたものです。

都市計画変更案に直接関係する御意見ではないことから、都市計画変更案の修正は行いません。

(2) 事業の収支に関する事項

収支差額 251 億円を県市で精算するのは、大変なことであり、国に負担を求めるべき。国は、沖合移設事業の官製談合で不当利益を得たゼネコンに損害賠償を請求し充当すればよい。

251 億円の収支差額はすべてが赤字ではない。単なる先行投資であり、宅地を売却できれば代金が入ってくる。売上げを伸ばして行くことが県の責任である。

事業廃止の理由である 251 億の赤字は、単に工事費から土砂販売益を相殺した額で、跡地の評価や収益予測などが報告されていない。赤字を過大に評価し、事業廃止を正当化しようとする手段としか思えない。

県は赤字を減らすことが第一の課題だと言うが、その責任者が直接埋め合わせするべきで、県民、市民に負担を求めることは、言語道断である。

愛宕山地域開発事業について、一昨年 11 月の県、岩国市及び県住宅供給公社による検討・協議の結果示した事業収支の見込みは、工事費や借入金、地価の動向や住宅需要、土砂や用地処分収入等様々な要因を分析した上で試算したものであり、一次造成で事業を中止すれば約 251 億円の赤字が出るとともに、これ以上新住宅市街地開発事業を継続すれば、宅地の分譲に長期間を要することや、地価が回復する見込みないことから、事業をやればやるほど赤字が嵩み、長期間かけて宅地を完売したとしても、最高で約 500 億円の収支不足が生じることが明らかになり、これが金融機関との損失補償契約に基づき県・市の財政負担となる可能性があるという厳しい状況を見通した上で、事業の中止を決定したところです。

このため、事業の赤字解消を最優先の課題として、これまで基地沖合移設という国家プロジェクトに協力してきた経緯を踏まえ、国に用地の約 4 分の 3 の買取を要請しているところです。

都市計画変更案に直接関係する御意見ではないことから、都市計画変更案の修正は行いません。

(3) 事業中止に至る責任問題に関する事項

計画を進めた責任者及び責任の取り方が明確でない。事業破綻の責任を誰が取るのか、赤字になる事業を進めた責任の所在をはっきりしてほしい。

当時の見通しは正しいという責任を回避する姿勢は容認できないし、議会で見通しが甘かったと答弁しただけでは済まされない。今日までの経緯と責任を具体的にどう取るのか市民、県民の前に明らかにすべき。

住宅団地開発の目的が叶えられなくなったことは非常に残念であり、社会経済情勢の大きな変化があったとはいえ、結果的には当初の見通しが甘かったと認識しています。

現在、事業の赤字解消のため、国に用地の約 4 分の 3 の買取を要請しているところであり、今後、国との交渉に当たっては、地元理解の面で最大限の配慮を強く求めるとともに、「市が提

都市計画変更案に直接関係する御意見ではないことから、都市計画変更案の修正は行いません。

事業の関係者は、社会的・道義的責任がある。跡地利用を国任せにすることは責任の放棄で、条件を付けて買い取らせることが責任を果たす機会となる。

外部監査の指摘があった時点で、土砂の運搬を止めなかった県の責任は非常に重い。

法律上の施行者である県住宅供給公社から、責任ある説明、事実経過及び今後どうしたいのかということが全く示されていないのは、法に照らしておかしい。

案するまちづくり」や「周辺住民の生活環境」に配慮する方針のもとに早期解決を図っていく所存です。

なお、平成13年3月の外部監査の時点では、地価の下落もわずかであり、回復の期待もあって、監査の指摘に対しては、住宅需要調査を行い、施工区域の見直し等の対応をしました。なお、基地沖合移設事業への土砂搬出が完了する前に事業を中止したら、埋立土砂の安定供給と土砂売却収入の確保ができなくなるという事情があったところです。

また、県住宅供給公社は、事業の施行者ではありませんが、この事業は元々岩国市から県へ強い要望があり、協議の結果、県と市が県住宅供給公社に事業の実施を要請して着手したものであり、その際の当初の協定では地元対策は市が責任を持って行うことになっています。これまで公社は、施工者として工事の実施や防災対策等の説明を行ってきたところであり、今後とも用地の必要な管理は行いますが、中止等の方針については、事業の要請者である県・市が対応すべきものと考えています。

4 都市計画の手續に関する事項

公聴会の意見を単なる市民のガス抜きに終わらせず、市、県の都市計画審議会では慎重な審議を望む。

公聴会の目的は、形式的に意見を聴くことではなく、意見を今後の行政にどう生かすかである。公聴会を形式を踏むためのアリバイづくりと考えないで、公聴会の意見をしっかり生かして政策決定してほしい。

説明会から公述申出書提出期限までの期間が短か過ぎる。

今回の事業廃止の説明会は、開催について小さく市報に載せられていたが、内容、説明会以降の日程などは知らされていない。市報だけでなく回覧板などで広く広報してほしい。

説明会では、今後の全体の進め方のスケジュールも提示してほしい。

都市計画は、難解な用語が多く市民には分かりづらい。市民に分かりやすく説明し、十分調整してから都市計画を変更しても遅くない。

この度の説明会は、説明が足りない。良い情報も悪い情報も知らせてほしい。住民はその情報を基に、その時点の最善の方法を選択する。

愛宕山地域開発事業の中止については、昨年10月に岩国市が説明会を開催し、さらに、11月には県・市合同で説明会を開催しました。本年5月に開催した事業の中止についての説明会は、これらの経緯を踏まえ、岩国市とも相談の上、できるだけ多くの岩国市民の方に参加してもらえるように市民会館で昼夜2回、加えて、地元の方にも参加しやすいよう事業地に近い3会場(愛宕供用会館、牛野谷供用会館及び平田住民ホール)の合わせて延べ4日にわたり5回の説明会を開催するなど必要な説明をしてきたところです。

また、この度の公聴会でいただいた御意見の要旨及びこれに対する県の考え方については、住民・利害関係人の方々から御意見を聞くとともに、岩国市の意見等も踏まえ、県の都市計画審議会に諮問し、慎重に御審議いただくこととしています。

なお、今後の手續は、都市計画法で定められた手順に則り、適切に進めることとしています。

都市計画変更案に直接関係する御意見ではないことから、都市計画変更案の修正は行いません。

5 米軍岩国基地再編に関する事項

沖合移設事業は基地が拡張されただけで、艦載機移駐の呼び水になった。国は、初めに移駐ありきで沖合移設に予算を投入してきたのではないか。国や県や市が市民のことを本気に思っているとは考えられない。

基地の拡張、沖合移設及び愛宕山開発が、艦載機部隊移駐の受皿づくりであるなら、二重三重に市民をだましたことになる。愛宕山開発を中止し、基地拡張で岩国市民を分断するような状況に追い込んだことを反省し、米軍あるいは国に対して移駐反対を言うべきではないか。

沖合移設は負担軽減になると思っていたが、認識が変わった。艦載機移駐や愛宕山の米軍家族住宅転用問題など、市民生活にかかわる大事な問題がいかに知らされていなかったか、又は根拠のない情報をうのみにしていたかを強く感じた。

岩国基地沖合移設事業は、岩国基地に関する騒音や安全性の問題を改善・除去するため、地元の長年の要望に応えて、国が平成8年から進めてきました。

一方、空母艦載機の岩国移駐に関しては、平成18年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」に掲げられたものであり、最近の国際的な新たな安全保障環境に対応するため、日米協議の結果、取りまとめられたものです。

また、愛宕山地域開発事業は、平成2年に良好な住環境を確保することを目的に岩国市の総合計画に位置付けられたことが発端であり、その後の推移はこれまで述べたような諸情勢の変化によるものです。今後、国から買取の意向、さらには買取後の転用策が示されることになれば、国において、地元の理解を得るよう最大限の努力を強く求めるとともに、岩国市の意向を十分尊重しながら、県としての対応を検討していきます。

都市計画変更案に直接関係する御意見ではないことから、都市計画変更案の修正は行いません。

6 その他の事項		
<p>今回公共下水道尾津処理区の都市計画も変更すべき。米軍家族住宅転用を想定した場合、この下水を市の公共下水道に接続することは、地方財政法に違反する。</p>	<p>公共下水道については、都市計画決定権者並びに下水道事業者である岩国市において、適切に対応されるものです。</p>	<p>都市計画変更案に直接関係する御意見ではないことから、都市計画変更案の修正は行いません。</p>
<p>レイアウトが変更されることによる開発許可の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>今後の具体的な跡地利用計画については、法に則って適切に対応します。</p>	
<p>環境問題として、計画変更に伴って、環境アセスメントを実施すべきだ。</p>	<p>今回の都市計画変更は、愛宕山新住宅市街地開発事業の廃止を対象としているものであり、本事業を廃止することについては、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例の対象となっておらず、環境アセスメントの手続は不要となります。</p>	